

(別紙1)

### 介護老人保健施設 つしま彩光園 利用料金のご案内

介護保険施設サービス費、及び、食費、居住費（日額）

令和6年8月1日改訂

多床室(4人部屋) 施設サービス費【基本型】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,499	1,549	1,614	1,667	1,718
第2段階	2,019	2,069	2,134	2,187	2,238
第3段階(1)	2,279	2,329	2,394	2,447	2,498
第3段階(2)	2,989	3,039	3,104	3,157	3,208
第4段階	3,081	3,131	3,196	3,249	3,300
2割負担	3,880	3,980	4,110	4,216	4,318
3割負担	4,679	4,829	5,024	5,183	5,336

従来型個室 施設サービス費【基本型】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,973	2,019	2,084	2,139	2,188
第2段階	2,063	2,109	2,174	2,229	2,278
第3段階(1)	3,143	3,189	3,254	3,309	3,358
第3段階(2)	3,853	3,899	3,964	4,019	4,068
第4段階	4,296	4,342	4,407	4,462	4,511
2割負担	5,019	5,111	5,241	5,351	5,449
3割負担	5,742	5,880	6,075	6,240	6,387

利用料金の内訳

(日額：単位＝円※介護保険負担割合1割の場合)

多床室(4人部屋) 施設サービス費	793	843	908	961	1,012
従来型個室 施設サービス費【基本型】	717	763	828	883	932
居住費	第1段階	※多床室の場合 0		※個室の場合 550	
	第2段階	430		550	
	第3段階(1)(2)	430		1,370	
	第4段階	437		1,728	
食費	第1段階	300			
	第2段階	390			
	第3段階(1)	650			
	第3段階(2)	1,360			
	第4段階	1,445			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6				
日用品費	200 (おしぼり、トイレットペーパー、石鹸、シャンプー、カット綿等)				
教養娯楽費	200 (誕生会、年間行事、作品作成等の材料費)				

- ※ 上記料金については法定代理受領サービスである時は、介護保険法及び関係法令に規定する利用料負担とする。
- ※ その他の各種加算は含まれていません。詳細については、支援相談課にお尋ね下さい。
- ※ 第1段階から第4段階は、所得階層を表します。階層については、市役所への申請が必要です。

介護老人保健施設つしま彩光園 利用料金のご案内

【介護保健施設サービス】

令和6年8月1日改訂

各種加算

(日額：単位＝円※介護保険負担割合1割の場合)

各種加算	金額	加算要件など	
初期加算(Ⅱ)	30	入所の日から起算して30日以内	
外泊時費用	362	上記基本料金に代えて算定(外泊の初日及び最終日を除く)	
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	800	外泊時に、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合 (外泊初日及び最終日を除く。1か月に6日を限度とする。)	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200	入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合の1日あたりの加算	
ターミナルケア加算	72	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアが行われている場合、死亡日以前31日～45日まで	
	160	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアが行われている場合、死亡日以前4日～30日まで	
	910	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアが行われている場合、死亡前日及び前々日	
	1,900	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアが行われている時の死亡日	
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症患者に対してサービスを提供した場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に入所者が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針を決定した場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に入所者が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	
支援等加算	試行的退所時指導加算	400	試行的な退所を行う際に、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として加算)
	退所時情報提供加算	500(居宅へ退所) 250(医療機関へ退所)	退所後の主治医又は医療機関に対して診療情報や心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(入所者1人につき1回に限る)
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400	入所期間が1月を超える入所者が居宅において居宅サービス等を利用する場合において、居宅介護事業者と退所前から連携し、情報提供しサービス調整を行う場合。
	訪問看護指示加算	300	入所者1人につき1回が限度
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合に、施設内で対応した場合(1月に1回7日を限度)	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合に、施設内で対応した場合(1月に1回10日を限度)	
リハマネ計画書情報加算(Ⅱ)	33	入所者ごとのリハビリテーションマネジメント実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出しており、必要に応じてリハビリ計画の内容を見直す等、当該情報その他必要な情報を活用していること。	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行う場合	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	加算Ⅰ要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。	
緊急時治療管理費	518	入所者の病状が重篤となり緊急的な治療管理を行った場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき)	
介護職員等処遇改善加算 (新加算Ⅲ)	5.4%	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に加算率を乗じて算定(但し区分支給限度額の算定対象から除外)	

※ 上記料金については法定代理受領サービスである時は、介護保険法及び関係法令に規定する利用料負担とする。

その他の料金

テレビ貸出	100	1日あたり、希望者のみ
冷蔵庫貸出	100	1日あたり、希望者のみ
洗濯代	実費	希望者のみ(1回洗濯200円、乾燥100円の1台分)有り
特別食代	実費	ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合
理美容代	実費	専門の理美容サービスを利用した場合
オムツ代	介護保険給付の対象となりますのでご負担の必要はありません	
その他の実費	個人購入の新聞、雑誌等・イベント等で発生する利用料、その他日常生活品	
各種証明書、診断書	1,100	生命保険、簡易保険死亡診断書、裁判所、検察庁関係診断書
	2,200	死亡診断書、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム入所診断書
	1,100	その他の簡易な診断書及び証明書